

# 八戸市第 10 期分別収集計画

令和 4 年 6 月 1 日策定

## 1 計画策定の意義

21 世紀は「環境の時代」ともいわれ、国においては、循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進計画を策定し、様々な施策が展開されているところである。

当市においても、平成 9 年度から缶・びんなどの資源物の分別収集を行い、平成 12 年度にはペットボトル、平成 19 年度には紙製容器包装を含む厚紙などの「その他紙」を分別品目に追加したほか、平成 13 年 6 月からは「家庭ごみの有料化」を導入するなど、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んできたところである。

また、令和 4 年 3 月には、「安定した廃棄物処理システムの構築」を目標とする「八戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和 5 年 3 月には、「第 3 次八戸市環境基本計画」を策定予定である。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、資源循環型社会の構築を推進するものである。

## 2 基本的方向

分別収集の実施に当たっては、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとし、市の収集及び処理能力の範囲を超えるものに関しては、市内の事業者の協力を得ながら行うものとする。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに見直しを行うものとする。

## 4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、下表のものを対象とする。

表 1：対象品目と本計画における用語

対象品目	本計画において読み替える用語	
主として鋼製の容器包装に係る物	スチール缶	
主としてアルミニウム製の容器包装に係る物	アルミ缶	
主としてガラス製の容器（主としてホウケイ酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	無色	無色びん
	茶色	茶色びん
	上記以外	その他色びん
主として段ボール製の容器包装に係るもの	段ボール	
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物	紙パック	
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物	紙製容器包装	
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物	プラ容器包装	

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本計画期間内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりである。

表2：容器包装廃棄物の排出量見込み

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物(単位：t)	11,950	11,819	11,721	11,631	11,544

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、行政・事業者・市民がそれぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、以下の方策を実施する。

<役割> 行政：循環型社会構築に向けた体制づくり

事業者：環境に配慮した事業活動の推進

市民：環境に配慮したライフスタイルの推進

<具体策> 行政：①市民及び事業者への廃棄物減量意識の啓発活動（広報活動、環境教育）

②市庁舎等における率先的な排出抑制

③家庭ごみの有料収集の実施

④ごみ情報の「見える化」推進

⑤紙製容器包装の資源回収強化

事業者：①過剰包装の自粛

②詰め替え商品・リターナブル容器等の積極的利用、販売促進

③再生資源の利用促進

④廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

市民：①過剰包装を断る、マイバッグ等の利用促進

②詰め替え製品・リターナブル容器等の積極的利用

③環境教育・環境学習の場への積極的な参加

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び収集に係る機材や作業人員等を総合的に勘案し、市が分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

表3：分別収集をするものとした容器包装廃棄物及び収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集の区分
スチール缶	缶・びん・ペットボトル
アルミ缶	
無色びん	
茶色びん	
その他色びん	
ペットボトル	
段ボール	段ボール
紙製容器包装	その他紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

本計画期間内の各年度において得られる特定分別基準適合物の見込み量及び指定法人への引渡量和、市が独自に処理する量の内訳は、品目種別ごとに下表のとおりである。

表4：特定分別基準適合物ごとの見込み量及び指定法人引渡量和と独自処理量の内訳 単位：t

	令和5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
無色びん	112		112		111		110		109	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	112	0	112	0	111	0	110	0	109	0
茶色びん	232		231		229		227		225	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	232	0	231	0	229	0	227	0	225	0
その他色びん	685		679		674		668		663	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	685	0	679	0	674	0	668	0	663
紙製容器包装	316		313		311		308		306	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	316	0	313	0	311	0	308	0	306
ペットボトル	701		696		690		684		679	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	701	0	696	0	690	0	684	0	679	0

また、本計画期間内の各年度において得られる容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は、品目種別ごとに下表のとおりである。

表5：主務省令で定める物の見込み量 単位：t

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	235	234	232	230	228
アルミ缶	486	483	479	475	471
段ボール	1,106	1,098	1,089	1,080	1,071

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、令和3年度における各種品目の中間処理施設（八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザ）における搬出量に人口変動率を乗じて算出する。

表6：令和3年度 分別基準適合物搬出量

種類	スチール缶	アルミ缶	無色びん	茶色びん	その他色びん	ペットボトル	段ボール	紙製容器包装
搬出量 (t)	239.13	494.22	114.20	236.14	695.41	712.37	1124.00	320.66

なお、人口変動率については、八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月改訂）における将来人口の推計の傾向を基に次のとおりとする。

表7：人口変動率

	令和3年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
人口変動率	100%	98.43%	97.65%	96.87%	96.09%	95.30%
(人口予測)	223,862人	(220,358人)	(218,606人)	(216,854人)	(215,101人)	(213,350人)

※人口予測は住民基本台帳における令和3年9月30日現在行政区域内人口に人口変動率を乗じたもの

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、団体による集団回収が進んでいる紙パック及びプラ容器包装のペットボトルキャップについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が分別収集する品目の収集運搬については下表のとおりとする。

収集容器については、排出者が準備し、集積所については、従来の集積所を利用するものとする。

また、選別・圧縮・梱包・保管については、八戸地域広域市町村圏事務組合の所管する中間処理施設（八戸リサイクルプラザ）で行うものとする。

表8：収集運搬に供する施設の整備に関する事項

	収集区分	収集容器	収集車	備考
スチール缶	缶・びん・ペットボトル	袋（透明又は半透明なもの）	パッカー車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6品目を混合して収集する。</li> <li>・収集は週1回の集積所収集</li> </ul>
アルミ缶				
無色びん				
茶色びん				
その他色びん				
ペットボトル				
段ボール	段ボール	縛る	平ボティ車	・収集は月2回の集積所収集
紙製容器包装	その他紙	縛る	平ボティ車	・収集は月2回の集積所収集

表9：八戸リサイクルプラザの処理能力等

種類	選別・圧縮・梱包・保管に係る区分	処理能力	備考
スチール缶 アルミ缶 無色びん 茶色びん その他色びん ペットボトル	資源化ライン	49 t / 5 時間	
段ボール その他紙	紙・布ライン	61 t / 5 時間	対象品目の他、新聞紙、雑誌チラシ、古布を処理する

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### ① ごみの適正排出の周知

容器包装廃棄物を含む、家庭ごみや資源物の適正な排出と処理等を周知するため、全戸に啓発用のチラシを配布するほか、広報紙、ホームページなどを活用し周知啓発を行う。

### ② ごみ減量推進員の配置

行政と地域住民のパイプ役として各町内にごみ減量推進員を配置し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。

### ③ 資源物集団回収運動の推進

町内会、子ども会、PTAなどの団体が行う、資源物集団回収運動について活動を助成することにより、再資源化の推進を図る。

### ④ 環境審議会の活用

その他容器包装廃棄物を含む、廃棄物の減量及び分別収集に関して必要に応じ意見を求める。

### ⑤ プラスチックに係る資源循環の促進に関する検討

プラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチックの分別収集および再資源化について、国内外の動向を注視しながら分別回収について検討する。